

Title	土蜘蛛論
Sub Title	On tsuchigumo tribe
Author	松本, 芳夫(Matsumoto, Yoshio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1952
Jtitle	史学 Vol.25, No.4 (1952. 9) ,p.1(434)- 22(455)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19520900-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

土蜘蛛論

松本芳夫

神代史においては、天つ神に對するものは國つ神であり、その國つ神も多くは個人的神名を帶びてゐる。これに反して神武天皇の卷にいたると、天つ神に對する國つ神、又は荒ぶる神と稱せられるものが、全くその存在を絶ちはしないものの、次第にすくなくなり、神名よりも人名が多くなり、さうして土蜘蛛とか、國巢などのやうに、個人的名稱ではなしに、種族もしくは民族を指稱するらしくおもはれる名稱が、はじめてあらはれてきたところに一つの意義がある。すなはち記紀の構成が、神武天皇の卷から、歴史的體裁をそなへてきたことを示すのである。もちろんなほ神話的要素が多分にあり、史實の記載として、不十分であることは、いふまでもないけれども、とにもかくにも集團名稱のあらはれきたことは、神話とはおのづから異つた性質といはねばならない。しかし果して土蜘蛛が種族、もしくは民族のやうな、或る特殊な集團を指稱するものであるのかどうか、もしさうであるとすれば、その集團は如何なる性質のものであるのか、それともこれは種族、もしくは民族の稱呼でなくして、單に皇命に反抗した人民の首魁を、賤稱したものにすぎないのか、かういふ問題について、從來多くの説がなされてきた。

土蜘蛛論（松本芳夫）

（四三四）

本居宣長は、『岩窟土誓などに住て、人を害ひ、殘暴^{いぢはや}ぶる梟師等を、蜘蛛^{なぞら}に准^{なぞら}へて、如此は稱^{なづ}けられたるべし』と言つて（古事記傳十九）、單にそれが凶惡な人民に對する賤稱となしたに反し、飯田武卿は、『岩窟土誓などに住て自然身に毛生^{がま}ヒ鬚長く延て、其狀蜘蛛の如く、また蝦^{がま}の如くなるより、土蜘蛛とも、また蝦夷とも稱けたる一種の人類^{ひとともの}なり。……さる一種のものありしが、今世には漸く絶えてあらざるより、記傳にも岩窟土誓などに住て、人を害ひ殘暴^{いぢはや}ぶる梟師ともを、蜘蛛に准へて、如此は稱けられたるべしと云れつれと、此はなへての人類とは同じからざること、次に見えたる高尾張邑なる土蜘蛛の形^{さま}にて明らかし。故に人を害ひ、殘暴なるものならぬども、其種^{おなじとものがら}類^{たぐい}をばなべて土蜘蛛と稱へりし事は、日向風土記に、皇孫命天降坐し時に、大鉗^{おほはし}小鉗^{こはし}と云、二人の土蜘蛛ありて云々の事奏せしこと見えたり。これにて人を殘害ひし者のみの稱にあらずて、一種の人類なることをさるべきと云つて（日本書記通釋卷之二十四）、それが蝦夷とおなじものであり、さうして單に凶惡な人民を指稱したものでなくて、或る特殊な集團の稱呼であることを主張した。しかしてこの異つた二つの見解は、人々によつて多少の相違はあるものの、最近にいたるまで、ひきつづきみられるものである。

二

土蜘蛛をもつて一つの種族となした說のうち、いちじるしい特色のあるのは、三宅米吉博士の說である。それによれば、『介墟ハ或ハ蝦夷ノ造ル所ナリト云ヒ、或ハ蝦夷以前別人種ノ造ル所ニ係ルト云フ論ノヤカマシケレドモ、土蜘蛛ノコトニ就テハ未ダ一言ノ云ヒ及バザルハ何故^ジ。蓋シ史ニ委シカラザルガ故ノミ。抑モ吾人ノ先祖ガ此土蜘蛛ヲ討チ

從ヘテ、此地ヲ領シタルコトハ古書ニ著名ナル事實ニシテ、且ツ土蜘蛛ノ蝦夷ナラヌコトモ著シク、又土蜘蛛ハ蝦夷ヲ遂ヒ退ヅケテ、其ワ後ヲ古メタルモノトモ思ハレズ、却テ曾テ遠ク北部ニマデ擴ガリシモノノ、蝦夷ノ爲メニ遂ヒ退ケラレテ、我國史ノ始メニハ常陸以南ニノミ限ラレタルモノノ如シ。是レ余ガ土蜘蛛ヲ以テ我國ノ土蕃ト爲ス所以ナリ。既ニ土蜘蛛ヲ以テ土蕃ト爲サバ、又以テ介墟積成人トモ爲サザルヲ得ズ。サレバ此土蜘蛛ハ穴ニ棲ミ鳥獸ヲ獵シ、魚介ヲ漁シ、石器土器ヲ用ヒシ醜類ニシテ今ヨリ三千年内外ノ古ヘ我島中ニ蔓延シテアリシモノナリ。

サテ此土蕃ハ如何ナル人種ナリシヤ、之ヲ考索スル極メテ難シ、然レドモ試ミニ云ハバ、まれい種又ハ類似黒奴ナリシナランカ』といふ（日本史學提要、五五一六頁）。すなはち博士は、書紀における東夷と蝦夷とを區別して、東夷をもつて土蜘蛛となし、これがわが國の石器時代人であつて、南洋渡來のマライ人から起原したものとなすのである。

この説に對して、沼田頼輔氏は大體において贊意を表し、その論據として、（一）石器時代人も土蜘蛛もひとしく穴居したこと、（二）その分布のひろがりし點において兩者のよく一致すること、（三）貝塚から一種の神像のごとき土偶の出土することと、肥前風土記において土蜘蛛が人形馬形をつくりしといふ傳說のあることと類似することをあげてゐる。（日本入種新論、三九一四二頁）。またこれと論據を異にしながら、土蜘蛛をもつて南洋渡來の種族としたのは、八木英三郎氏である。氏によると、本邦出土の彌生式土器は、貝塚土器と古墳との中間に位するものである。しかしてわが天孫種族においては、大陸系と南洋系との兩要素の混和がみられるが、古史にみえるところの「佐閉岐」、「葛」、「土蜘蛛」、「荒ぶる神」、「熊襲」、及び「隼人」はすべて異名同種のもので、南方渡來のものであり、蝦夷はアイヌ族である。しかしながら從來のごとく、石器時代人民の次にアイヌを置き、其の次に天孫種族を置くのみにて、満足することができず、こ

と/or アイヌのだとときは、遠く南方にまで展びたかどうかはなはだ不明であるから、ことに古書中の土蜘蛛種族を加へ、さうして彌生式土器にみえる特徴がやや中間に入るべき風であるから、それはこの土蜘蛛種族の製作したものと認められるといふ（日本考古學、一五六一九頁）。

以上の所論は、土蜘蛛をもつて南方系の種族としたものであるけれども、そもそも土蜘蛛が種族の指稱なりや否やの論據すらはなはだ曖昧であり、ましてそれをもつて南方系のものとなすときは、單なるおもひつきにすぎないのである。また土蜘蛛をもつて種族の稱呼としても、三宅博士のやうに、それをもつて蝦夷ではないとすること、また土蜘蛛が石器時代人とおなじやうに穴居したことが、果して古書から推定されるかどうかといふことは、なほ論證を要することであり、ことに八木氏のやうに、彌生式土器をもつて南方系の土蜘蛛の製作することは、その根據がはなはだ簿弱といはねばならない。

III

かくのとときは南方系種族説に對して、北方系種族説をとなへたのは、中田薰氏である。すなはち氏によれば、北海道アイヌの傳説のうちに、彼等の先住民とされる koropok-un-gurn 又は tonchi-kamui と呼ばれるものがあるが、この tonchi-kamui は穴居神の意で、tonchi は tuchi^{タチ} kamui は kumo となり、tonchi-kamui は tuchi-kumo 土蜘蛛に外ならない。元來蝦夷種と土蜘蛛種とは、同一人種に屬する一大別であるが、その分派した所以は、わが國に移住した時の前後、又は移住前の故郷を異にしたためであらう。兩者は元來同種であるから、言語において一致するけれども、し

かし彼等は別派であるから、風俗習慣において相違するのであつて、蝦夷種は屋住し、土蜘蛛族は穴居したのであり、所謂 tonchi-kamui (tsuchi-kumo) なる名稱は、屋住した蝦夷種から、穴居した土蜘蛛に與へられたものであらう。しかして蝦夷種の遺種は今日の本道アイヌとなり、土蜘蛛種の遺種は今日の千島アイヌとなつたのであらう。これは tonchi-kamui の傳説が、本道アイヌにかぎつて存在し、穴居の風習が千島アイヌにかぎつて存續したわけであらう。しかして古代の貝塚人種なるものは、本島アイヌの祖先である蝦夷種ではなくて、千島アイヌの祖先である土蝦夷に外ならないのであるといふ（可婆根考、史學雜誌、十六ノ十二、我が古代史に見えたるアイヌ語の神名、同誌、十七ノ九）。

中田氏によれば、ツチクモはトンチカムイの轉訛したものであつて、アイヌの一派であり、蝦夷によつてなづけられたものとするのであつて、言語學的に種族系統を決定しようとするところに、上にのべた南方系統論よりも、學問的根據がありさうにおもへるけれども、しかし果してこの見解は妥當であらうか。もし土蜘蛛が蝦夷によつて指稱されたものであつて、今日の千島アイヌの祖先にあたるものであるならば、當然蝦夷よりも早くわが國土から後退したにちがひないにかかはらず、土蜘蛛は單にわが東北地方の傳説においてのみならず、また西南地方、すなはち九州の傳説においてもあらはれるのであらうか。この點については、氏は何等言及してゐない。氏は土蜘蛛に關する資料を全般的に取扱はないで、單に蝦夷との關係において論じてゐるにすぎない。さうして土蜘蛛が穴居生活をなしたこと信じ、それと千島アイヌの穴居生活の事實とを關聯させ、また千島アイヌに擬定されるトンチカムイの名稱と、ツチグモの名稱との音の類似から、兩者を同一のものとなしたのであつて、吾々はそこに、言語學的解釋をとる人々に往々にしてみるやうに、

輕率ともおもはれる言語の比較から、ただちにそれを同一視する傾向の弊をみとめざるをえない。松岡靜雄氏のごときも、ツチクモのクモはクマの轉呼、クマは穴を意味する朝鮮語クム又はクモレの轉呼、従つてツチクモは土穴の義で、この國土に先住した穴居族の名となつたもの、その出系は詳でないが、穴居したところをみると、寒地人種でなければならぬと言つてゐるが(新編日本古語辭典、二一四、三六〇)、ツチグモをもつてクマソの同族としてゐるなどの相違點はあるものの、その言語的解釋の方法論上の缺陷は、ひとしくこれを感ぜざるをえない。なほ土蜘蛛をもつて穴居族としたものには、坪井九馬三博士があり、その語義をツチゴモリの省略と解し、これはわれらの祖先が土窟にすむ土民を汎稱した語であつて、その人種の異同はあへて問はなかつたのであらうと言つてゐるが(蝦夷考、考古學雜誌、四ノ三)、しかし後述するやうに、穴居したといふのは、土蜘蛛といふ名稱そのからおこつた觀念であつて、穴居した事實からおこつた名稱とはおもはれないのである。

四

以上のごとき土蜘蛛論とは、その研究法においても、従つてまたその見解においても、全く異つた立場にたつのは、小林庄次郎氏である。氏はまづ一つの俗傳^{folklore}が構成せられるには、かならず何等かの目的があるとなし、土蜘蛛傳說の構成せられたのは、一、地名の起原を解釋せんとするもの、二、不思議なる天然物の存在する所以を解釋せんとするもの、三、時の社會に行はれた信念習慣の起原を解釋せんとするもの、四、當時現存の部族の出自、もしくは當時の地位境遇の起原を解釋せんとするもののいづれかに屬するものとなし、またその傳說の構成せられた材料として、第一、祖先も

しくは英雄の功業に關する傳說、第一、當時の社會に實在した俗習、第三、當時の社會に實在した慣例、第四、當時實在した天然物、もしくは實際起つた事實、第五、地名と同音、もしくは類似の語、第六、その他の傳說などをあけ、ついで傳說にあらはれた土蜘蛛の人名が、地名によつて假說したものか、もしくは邦語の首長に對する尊稱に、或る形容辭を冠せるものが多くして、一も實在の人名をつたへたとおもはれるものなく、またこれを中田氏のやうに、アイヌ語によつて解釋することの不適當であることをのべ、また土蜘蛛の種族名において、八拘脛が全く邦語であつてアイヌ語でないことを説き、さらに土蜘蛛が蝦夷と同種であつて穴居の事實のないことを主張し、さうして土蜘蛛の意義を解して、『こは吾人の祖先の一般に異種族に對する稱呼の一と解すべきのみ、故に紀記風土記の多くの場合に於て之に關する俗傳は慢然異族征服の事實を反映するを見るのみ、されば攝津以東の風土記に見ゆる土蜘蛛は自ら蝦夷に擬すべく、其九州の風土記に出るのは恐らくは熊襲、即ち隼人種に充つべきものの如し。……故に土蜘蛛は或る場合には蝦夷を指し、他の場合には熊襲其他の異族に當つる名號にして、必ずしも一種族に擬すべきものに非ずと云うべし』と言つてゐる（土蜘蛛種族に關する俗傳の要素を論じて中田氏の研究に及ぶ、史學雜誌、十七ノ十二）。

小林氏がその結論において、土蜘蛛をもつて單に天孫民族の異種族に對する汎稱にすぎないとなし、種族としての土蜘蛛が實在しなかつたことを論じたのは、以上の説とは全く異なるものであつて、この點において同氏の説ははなはだ注意すべきものであるが、さらにその研究法においても、大なる意義をみとめなければならぬ。すなはち同氏は、土蜘蛛に關する資料を全般的に考察し、さうしてその傳說の構成された目的、及びその材料を検討して、各傳說の意義を明かにしようとしたのは、從來の研究においてほとんどみられなかつたものであり、實にこの點が同氏の研究をし

て學問的價値を大ならしめてゐる。

しかしながら同氏の土蜘蛛種族非實在論に對しては、喜田貞吉氏のやうな、大なる反對論者があるのである。氏によれば、すべて優等の種族が劣等の種族と相接觸する時には、優等種族はかならず海岸平野などの良好の地を占領し、劣等の種族は山間僻地に退去するにいたるもので、わが古代において天孫種族がこの群島内に繁殖するに當つて、先住種族との間にもまたかならず同一の經過を經驗したことはうたがひなく、これを古代史に徵すれば、景行紀に御木川上、綠野川上、高羽川上、菟狹川上等にいづれも土賊があり、應神紀に吉野川上に國巣があり、その他飛驒に異族の住居したことなどを徵するものが多い。しかして飛驒はその地が實に飛驒川、射水川、神通川等の川上地方であつて、本州中最も峻嶮な絶域である。それ故これらの土賊といひ、國巣人、飛驒人といふものは、皆天孫種族の壓迫をうけて山間僻地にその幽棲地をもとめた先住種族の遺類であると解することが普通の見解である。さうして國巣人が土蜘蛛であつて、蝦夷ではなく、またそれとおなじやうに、古書にあらはれた飛驒人も土蜘蛛であり、飛驒射水川上の住民は、吉野川上の國巣と同種である。しかば國巣人や飛驒人をもつて、何故に土蜘蛛と稱しなかつたかと言へば、それは土蜘蛛の名稱が賤號であつたが故に、彼等は土蜘蛛と呼ばれるのを好まなかつたからで、天孫種族に抵抗して滅亡した場合には、常に土蜘蛛の名でもつてこれを記してゐるけれども、歸順し、熟化した場合には、多くその名稱をもちゐない。従つて土蜘蛛に關する記事の往々漠然として捕捉しがたいのは、さういふ事情にもとづくのである。すなはち土蜘蛛の名をもつてつたへられたものは、大抵皇軍に抵抗して、或はぼろび、或は降伏したものであるから、その遺類はすでに絶滅し、もしくは熟化し、同化して後世に特殊の種族としてもはや保存されることがないからであり、また固有の風俗をつたへ、

その種族を保存されるものは、もはや世人から土蜘蛛の名をもつて呼ばれることがないから、いつしかその土蜘蛛の遺類であることを忘れられ、みづからもまたその系統を忘れたものであらう。要するに、國巢人、飛驒人等が平安朝にいたつてもなほ一異族として山間に存在した事實は、蝦夷熊襲以外に、さらに他の異族の存在をみとめるのでなければ、到底解釋することのできない問題であり、しかして古傳説には蝦夷、熊襲、隼人以外に、さらに土蜘蛛種族の存在をつたへてゐるから、この異族をもつて土蜘蛛に擬することは妥當である。さうして彼等は天孫種族が繁延する以前において、すでに蝦夷と觸接した種族であつて、蝦夷と同じく穴居し、まだ金屬の使用を知らない時代にあつては、その武器もまた蝦夷とおなじく石器を使用したものであらうから、石器時代の遺蹟と汎稱せられるもののうちには、すくならず土蜘蛛種族の遺蹟を混するものがあるであらうといふ（土蜘蛛種族論、歴史地理、九一三）。

かくのごとく喜田氏は、小林氏の説に對して土蜘蛛種族の實在したことを主張したのであつて、その論據とするところは、實に國巢、すなはち土蜘蛛が蝦夷ではないといふことである。さうしてこれは、應神紀における吉野の國巢に関する記事に、『夫國巢。其爲人甚淳朴也。』とあつて、性獰猛にして馴しがたい蝦夷とははなはだ異なり、また前者が山果や栗菌を食物としたに反し、後者は肉食人種であつたとおもはれるから、兩者は全く異種族であつたといふ見解、及び『古老曰。昔在國巢。俗語曰。都知久母。山之佐伯。野之佐伯。普置掘土窟。常居穴。』といふ常陸風土記の記事を解して、ツチクモであるところの國巢と、蝦夷であるところの佐伯とを列舉したものであるといふ見解にもとづくのである。しかし吉野の國巢はその記事の全體からみて、はなはだしく熟化したものであることは明かであるが、他の場合において、皇命に反した土蜘蛛の記事がきはめて多いのであるから、後者の場合を全く不間に附して、前者の場合のみを

もつて蝦夷と比較し、兩者が同一でないと斷るのはあたらない。また常陸風土記において、國巢、佐伯の兩者が、もし單に列舉されたものであつて、同一のものでないとしても、以下の説明の記事が兩者にかかるのならば、國巢と佐伯とはおなじものになつてしまひ、もし佐伯にのみかつて、國巢の説明でないとする、昔國巢在りの記事は全く無意義になるであらう。それ故國巢と佐伯とは別個のものを列記したのではなく、國巢には、山之佐伯、野之佐伯の二種あることを説明したのであり、つぎの穴居の記事は、國巢の生活を叙したものとみなければならぬ。また飛驒人が蝦夷でなくて土蜘蛛であるとする根據は、彼等が工匠たるに堪へる技巧を有してゐたことは、もとよりその生存の必要から習熟した結果であらうけれども、當時野心馴らしがたく、獰猛兎暴であつた蠻人とみとめられた蝦夷とは、おのづからその趣きを異にするといふ點である。しかしながら蝦夷にも種々あつて、地方的に多少その特性を異にするものがあつたらうし、或は熟化したものはかならずも兎暴の蠻人とのみみらるべきでなく、また飛驒之民。言語容貌既異ニ他國。雖レ變姓名。理無レ可レ疑。』と言れるほどであつたとおなじやうに、(承和元年四月廿五日、太政官符類聚三代格、卷二十) 工匠として特異な技能を有したのであるから、この點において他の蝦夷の俘囚などと異なるからとて、それがただちに蝦夷ではないといふ理由にはならず、またとひ彼等が蝦夷ではないとしても、それ故に土蜘蛛であるとなすことも、はなはだ消極的な論據といはねばならぬ。また土蜘蛛と隼人との關係についても、氏の説はいまだ十分とは言はれない。すなはち肥前風土記に、昔值嘉島に土蜘蛛があつて、景行天皇の巡幸の時捕へられた話と、さうして此島の白水郎が容貌隼人に似てゐるといふ記事とがあり、これについて、『思ふに奈良朝比に於ける值嘉島の海人は隼人に屬するものなりしなるべし。當時薩隅地方にある隼人は叛服常なく、屢々皇軍を煩はしたりしが、值嘉島なる海人は、此等の隼人と交

通なき順民なりしかば、邦人間には自ら其間區別あるものとして、いつしか土蜘蛛に關する邦人間の古傳說を以て彼等の祖先の上に誤り傳へたるものなるべし。されば此事は奈良朝の頃に土蜘蛛を以て目せらるる種族の値嘉島に保存せられざりし事を證するのみにして、未だ以て土蜘蛛の非實在を證するに足らざるなり』と言つてゐるが、しかし隼人の同類とみなされた値嘉島の海人に對して、何故土蜘蛛の傳說をむすびつけたのであるか。たとへ彼等と、皇命に從はない南方の隼人との間に區別をみとめたとしても、それはただ隼人間における區別であつて、異種族としての區別でないのであるから、もし土蜘蛛と隼人とが異種族であるとするならば、兩者を關係させる必要はない。しかも一方で喜田氏は、土蜘蛛であるとする飛驒人が山間にあける工匠であつて、海幸彦の後裔で、その住居の西邊にかぎられた熊襲隼人と全く關係のないことを論じてゐるのであるから、その隼人に對して土蜘蛛の傳說をむすびつけたとする説明には、何等か積極的な根據を必要とせねばならないのであつて、この點において氏の説は、われわれをして毫も首肯せしめることができない。

なほ土蜘蛛がアイヌとちがつてゐたことを主張する人に、井上哲次郎氏がある。氏曰く、『日本には元アイヌ民族、即ち石器を使つた縦穴民族の外に、同じく石器を使つた横穴民族即ち土蜘蛛が居つたではないか。其土蜘蛛の穴居して居つた横穴が後に墓地になつたのではないか。此の横穴が日本の祖先に何か關係があるのでないか。日本の左を尙ぶ風俗は横穴に穴居した事から來たのではないか。横穴は皆南向きであるから、太陽の出づる方、即ち左を尙ぶやうになたのではないか。單に入ると云ふべきものを這入ると云ふも穴居から來たのではないか。さうして土蜘蛛が多數の日本人の祖先ではないか。凡て原始民族は何處でも穴居をやつて居つたやうに思ふ。穴居は支那にもある。易の繫辭にも昔

の人は穴居したとある。坪井君に聞くと支那の陝西省には穴居の跡があると云ふことあります。矢張り日本人も元は穴居して居つたのではないか。それで土蜘蛛と云ふのは段々開けて穴居しない人が出來た時に、熟蕃に對する生蕃と云ふやうに、まだ開けないで穴中に住つて居つた者が開けた者から土蜘蛛と稱せられたのではないか』と（日本民族の起源に關する考證、史學雜誌、二二ノ一〇）。すなはちこの主張は、土蜘蛛はアイヌとちがつたものであるといふにとどまらずそれが多數の日本人の祖先であつたといふところに、その特色がある。しかしながらその土蜘蛛が穴居生活をなし、それがアイヌの縦穴に對して横穴であつたとなした點は、横穴をもつて純然たる墳墓となす今日の考古學からは、全然承認されないものであり、また土蜘蛛がアイヌではなくて、日本人の祖先であるとする點に關し、また土蜘蛛と隼人との關係について、積極的な論說がなくては、學說としての價値は毫もみとめられない。

五

以上の諸説は、すべて土蜘蛛をもつて實在した或る種族名となし、或は天孫民族の異種族に對する呼稱となしたものであるが、これに反して土蜘蛛をもつて種族名とせず、單に皇命に反抗したものに對する賤稱としたのは、津田左右吉博士である。博士によると、土蜘蛛の主要觀念は皇命に服従しないものといふことであり、またそれは集團の名ではなくて、個人の呼稱である。しかば何故に皇命に服しないものを土蜘蛛といつたかといふに、それは多分朝廷で皇命に従はない地方の首長を賤んだ名であつて、エミシの語に蝦夷（又は蝦蟇）といふ文字を適用したのも、これとおなじ思想の現れであらう。支那人が周圍の民族を蠻狄と呼んで、それを動物視し、蠕々といふやうな文字をさへもちゐたのと

類似したことらしく、或はそれを學んだのではないかとさへ思はれる。もつとも人の名としては動物の名をつけることもあり、エミシといふのもあり、奈良朝になつても虫麻呂といふやうなものもあるほどであるから、蜘蛛といつても、賤む意味には聞えなかつたのではないかといふ疑も起るが、この名のつけ方などは古い風俗であり、土蜘蛛と稱したり、蝦夷と書いたりすることは、支那の文字に熟してゐる知識社會のものの仕事であつて、而も土蜘蛛のごときは實際に用ゐられない物語の上だけの名であるから、二者相戾らないで並び行はれたのであらう。……なほ風土記に書いてあるごとく、九州についても關東についても、同じ名を用ひて同じやうな性質のものを稱してゐるのは、中央政府の慣例に従つたからであらうが、その慣例は昔話にのみ現はれるものであつて、記紀はもちろんのこと、風土記においても土蜘蛛の話は何れも昔のこととしてある。記紀のどこにも歴史的事實として明白な時代の叛逆者には決してこんな名が用ひてなく、風土記にも編纂當時のこととしては一度も此の名が現はれない。だから更に一步を進めて考へると、それは本來所謂舊辭の記者の頭から出て、その舊辭にのみ用ひられたことであつて、實際世に行はれた名では無かつたらう。風土記の作者はただ書物の上からこの名を探つて来てそれを用ひたにすぎない。一體にこの名が歴史的事實の記載には現はれないで、物語にのみ見えること、その名が多く例の連稱的になつてゐること、歴史的事實としての反抗者がエミシであるべき陸奥の風土記にもそれが見えることなどは、土蜘蛛の名と由來とを知るべき好材料であらう。山の奥とか、野原の中とかに、わるものがあつて附近の住民が困らされたといふやうな話は地方々々にあつたらうし、それがまた何等かの異形のものであつたやうに語られてもゐたらう。さうしてそれが土蜘蛛の觀念の形づくられた材料ともなつたであらう。が皇命を奉じないものの稱呼としてそれが用ひられたとすれば、それには明白に政治的意義があるのであり、從

つてそれは朝廷からいひ出されたことでなくてはならず、又た地方的傳説に現はれてゐるやうな小さなわるものではなくして、朝廷から叛逆者視せられる程な勢力を有つてゐたものとして考へられたとしなければならぬといふ(古事記及び日本書紀の研究、三〇七・三一三―六頁)。

以上のごとく、津田博士は土蜘蛛をもつて皇命に服しないものに對する賤稱にすぎないとしたのであるが、その物語において、さういふ性質のものの多いことは事實であるけれども、しかしことごとくさうであるのではない。なかには皇命に反抗した事實を明かにしないものもあり、或は御膳を奉つたり(豊後國風土記、大野郡)、或は氣長足姫尊の新羅征討の時、その陪從の難船をたすけたり(肥前國風土記、彼杵郡)、或は天津彦火瓊々杵尊の高千穂降臨に際して、これに奉仕した話などがある(日向國風土記、釋日本紀卷八・仙覺萬葉抄十)。これらの話は土蜘蛛の原始的性質であるよりは、後世の發展した形式であろうけれども、しかし土蜘蛛が元來ただ皇命に服しないものに對する賤稱として、舊辭の記者の頭によつてつくられた名稱にすぎないものであるならば、かかる物語の發展が果して可能であらうか。のみならず皇命に服しないものに對しては、他方においてこれを魁師、首師、一處之長などと書し、或は特に凶あしきひとこのかみ首とも稱して、土蜘蛛とは言はないものもあり、或は常陸國風土記に、『古老曰。古有ニ山賊。名稱ニ油置賣命。今社中ニ在ニ石屋。』とあつて(新治郡)、他の土蜘蛛の記事にきはめて類似するのであるが、しかも土蜘蛛とは言つてゐない。とにかく記紀や風土記において、皇命に服しないものとされてゐるものは、もし實在したとすれば、相當の勢力を有して地方民をなやましたり、或は頑強に皇軍に抵抗したものと言はるべきであらう。しかるにさういふもののうち、土蜘蛛と稱せられたものと、さうでないものとの存在するといふ事實は、津田博士の立場から、如何に解釋するのであらうか。物語にあらはれ

る土蜘蛛が、かならずしも皇命に服しなかつたものばかりでなかつたといふこと、及び皇命に服しなかつたものにおいて、土蜘蛛と稱せらるるものと、さうでないものとが存在するといふことは、これが舊辭の記者の頭において、つくりだされたといふやうな單純な由來のものでないことを、證するものとみなければならない。

なほ土蜘蛛をもつて、種族、もしくは民族の名稱としない論者に、白鳥庫吉博士がある。博士によると、國栖もしくは國巢の語義は Kuni-Nusi すなはち國土の主、國土の神に外ならぬのであるが、土蜘蛛の語義も本來はこれに近いのであつて、土蜘蛛の土は天に對する地を意味して、國巢の國に相當するものであり、Kumo は Kuma の轉化で、古くより「くましか」、「くまわに」の稱があり、また「くまたか」、「くまわし」、「くませみ」などの語に現はれてゐるやうに、大なるもの、力強きものの表現としてこの語が用ゐられてゐて、Kuma の原義は力強きものの敬稱と斷ぜられ、しかしてまたおそらく Kuma, Kumo, Kami, Kimi これらも同じ言の轉化であらうから、Tuti-Kumo は「地の力強い神」といふほどの意味を有する語で、ひそむかも輕侮の意味を有しないのであるが、それが輕蔑されるやうに考へられるにいたつた由來は、天津神に對して言ひあらはされる際には、その位置に比較すべくもないところから、漸次輕侮の意味を帶び、やがてそれが原始宗教的に獸類と結合せられ、且つは天津神に反抗したものとせられるにいたつて、全く蔑視されてしまつたのであり、かくて土蜘蛛は決して民族名などではなく、天津神に對する國津神の別稱であつて、信仰の世界、または神話上の事實とすべきであるといふ（民族學研究、四ノ三）。

國柄がクニヌシの意義であることは、すでにわれわれも唱へたところであるが（古代蝦夷論、史學二一ノ三・四）、ただ白鳥博士はこれを國土の神とするに反し、われわれは天孫民族の異族に對する汎稱とするのであつて、この見解の相異

は、また土蜘蛛についてもおなじである。すなはち博士は、土蜘蛛の語義を『地の力強い神』と解し、天つ神に對するものとされたけれども、土蜘蛛が神話にあらはれるのは、天孫降臨の際に奉仕したといふ日向國風土記における物語にすぎないのであって、主として神武天皇以後の人の代においてあらはれ、それがつねに大和朝廷もしくは皇軍に對立するものとされている場合が多いのであるから、神であるとするよりも、人でなければならない。従つて土蜘蛛が種族、もしくは民族として、實在したにしろ、さうでないにしろ、それは信仰の世界や、神話の問題ではなくて、あくまで歴史の問題として取扱はるべきものである。

六

しからば土蜘蛛とは、そもそも如何なるものであつたらうか。それにはまづ記紀、及び風土記における土蜘蛛の傳説を吟味しなければならない。土蜘蛛といふ名稱が、中田氏の言ふやうに、トンチカムイの轉化したもので、穴居神の意義であるとか、或は白鳥博士の説のごとく、地の力づよい神の意義であるとすれば、決して賤稱とはいはれないけれども、しかしそれが或る人民に對する賤稱であるとおもはれてゐたことは、攝津國風土記に、『宇彌備能可志婆良能宮御宇天皇世。僞者土蜘蛛。此人恒居穴中。故賜之號曰土蜘蛛。』といふ記事のあることによつて（釋日本紀、卷九）、知られるのである。もしこれが賤號であつたとすれば、その人民は天孫民族からみて、文化の點においてか、政治の點においてか、或は種族の點においてか、いづれかにおいて異つてゐたものであつたとしなければならない。津田博士がいつてゐるやうに、それが單に皇命に服しないものに對する賤稱にすぎなかつたとすれば、記紀の神武天皇の條における長髓

彦のびとときは、この點において第一にさう呼ばなければならぬにかかはらず、さうしてまた越後國風土記においては、八掬脛を註記して、『其脛長八掬。多力太強。是出雲之後也。』とあつて（釋日本紀、卷十）、八掬脛の名義と長髓彦の名義とがほとんどおなじであるところから、長髓彦をもつて土蜘蛛と同種のものとみなすものすらあるにかかはらず、記紀においては長髓彦をもつて土蜘蛛であるとは明かに言つてゐないから、單に政治的に服しなかつたものに對する賤稱とばかりは、きめられない。しかし土蜘蛛に關する記事において、皇命に服しないものがきはめて多く、神武天皇の卷における記紀の記事もさうであり、その他、『其爲人強力。亦衆類多之。皆曰不從皇命。』とか（景行紀、十三年）、『皆要害之地因不順上命矣。』とか（陸奥國風土記）、「狼性梟情。鼠窺掠盜。無被招慰。彌阻風俗也。」とか（常陸國風土記）、「覗伺官軍。伏衛抗拒。」とか（同上）、「違命背化。甚无肅敬。」とか（同上）、「爲人強暴。衆類亦多在。悉皆談云。不從皇命。」とか（豐後國風土記）、「捍皇命。甚無禮。」とか（肥前國風土記）、「拒皇命。不肯降服。」とか（同上）、「不從皇命」とか（同上）、或は土蜘蛛自身の言として、『大耳等之罪實當極刑。雖被截殺。不足塞罪。』とか（同上）、たゞへ皇命に從はずと明記してゐなくとも、皇軍のために誅滅されたものが多いのであるから、皇命に服しなかつたといふことは、土蜘蛛の特性の一としてあげらるべきであらう。しかしこれだけにかぎられなかつたことは事實である。

七

つぎに文化において、どうであらうか。『尾ある土雲』とか（古事記）、「身は短くして手足は長く、侏儒と相類たり』

などといふ記事は（神武紀）、實際の人間の形容としてはあたらず、ことに後者のごときは、蜘蛛といふ名稱そのものからつくれられた觀念のごとくおもはれるが、しかしまだ異族のものを、つよく賤んで形容したものとも、或は實際に異形な風俗であつたので、それを誇張して言つたものともいはれう。しかしかういふ形容が、記紀だけにかぎられて、風土記においてはほとんどみられない點は、土蜘蛛の觀念の發達の上から注意せねばならぬ。しかして記紀及び風土記を通じての一般的特性としては、むしろ穴居といふことである。しかしこの穴居が、果して先史時代における堅穴住居の生活を意味するのであらうか。その住居の有様をみると、古事記では大室、景行紀では石窟とあり、その他土窟（常陸國風土記）、堡（同上、及び肥前國風土記）、大磐窟（豊後國風土記）、石窟（同上、及び常陸國風土記）などがあり、或は單に穴中（攝津國風土記）、とか山頂（肥前國風土記）といふもある。このうち石窟、石室、といつてゐるものは、おそらく自然の岩屋をいふのであらうが、土窟とか堡といふのは、『置_ニ掘土窟』、『常居_ニ穴』とか、『掘_ニ穴造_ニ堡』などとあるやうに（常陸國風土記）、人工的築造であつた。しかし土蜘蛛がその穴から出て留守になつた時に、その穴を茨蘿をもつてふさぎ、彼等が歸つてきて穴に入ることをさまたげたとか、或は彼等みづから『閉_ニ堡固禁』といふ記事からみると、それは堅穴よりは、むしろ横穴をおもはせるのであつて、この事實はかへつて彼等の種族としての實在性を薄弱ならしめるやうであるが、しかしいづれもきはめて簡単な記事であるから、その構造を詳細に知ることができないけれども、彼等が穴居をしたといふのは、土蜘蛛といふ名稱から起つたものではなからうか。いづれにせよ彼等の多くが、天孫民族とは異なつた、さうして低度の生活をしたものとおもはれてゐたことは事實であり、この點において、異族としての觀念が示されてゐるのではなからうか。

八

つぎに津田博士は、土蜘蛛をもつて個人の稱呼とした。それはその記事においてただ一人の土蜘蛛についてのべたり、或は二人、三人、五人、八人といふがごとく、きはめて少數のものであるからであつて、ことに『古有國柄。名曰ニ土雲。』の記事のごとき（常陸國風土記）、もちろん國柄の別稱としてあげたのであらうけれども、あたかも個有名詞としてもちるられてゐるかのやうにもみえるが、この記事によつて土蜘蛛といふ名稱が、皇命に服しないものに對する賤稱としてのみもちるられたものでないことが知られるであらう。しかし他の多くの場合において、たとへば青、白、打猿、八田、國摩呂（景行紀及び豊後國風土記）、津頬（同上）、田油津媛、夏羽（神功紀）、黒鷺、神衣媛、草野灰、保々吉灰、阿邪爾那媛、榜猪、神石萱、狹磯名（陸奥國風土記）、夜尺斯、夜筑斯（常陸國風土記）、寸津毗古、寸津毗賣（同上）、小竹鹿奥、小竹鹿臣（豐後國風土記）、五馬媛（同上）、鬱比袁麻呂（肥前國風土記）、浮穴沫媛（同上）、大白、中白、小白（同上）、八十女（同上）、大耳、垂耳（同上）、海松檜媛（同上）、打猿、頸猴（同上）、大鉗、小錯（日向國風土記）などのごとく、明かに種々の固有名詞があげられてゐる。

津田博士によつて土蜘蛛が個人の稱呼とされたのは、つねにそれが小數の人間を指稱してゐるからであるけれども、それはむしろその首魁を代表的にあけたものとみるべきではなからうか。古事記の土雲誅滅の時の歌に、「忍坂の大室屋に、人多に來入りをり、人さはに入りをりとも……」とあり、また『衆類多之』とか（景行紀十二年）、『其屬類多』とか（越後國風土記）、『各有族』とか（陸奥國風土記）、『引率徒衆』とか（常陸國風土記）、『賊黨』とか（同

上)、『舉_レ房男女。悉盡出來』とか(同上)、『自_レ後襲擊。盡囚_ニ種屬。一時焚滅。』とか(同上)、『衆類亦多在』とか(豊後國風土記)、『襲_ニ石室土蜘蛛。而悉誅滅』とか(同上)、『皆悉誅_レ之』とか(肥前國風土記)、『帥_ニ徒衆一百八十餘人。』とかあるから(同上)、多數の衆類を擁してゐたことが明かであり、従つてたとへただ土蜘蛛ありとか、或は「一人あり、三人ありなどとあつても、それはその首魁を代表的にあげてゐるまでのことであつて、首魁だけを土蜘蛛と稱して、その衆類が土蜘蛛でないといふのではない。それ故これを個人的呼稱となすのは、あまりに表面的な解釋といはねばならない。

九

概して言へば、土蜘蛛の記事は津田博士も言つてゐるやうに、歴史的事實としてよりは、說話的性質のものであり、記紀をのぞいて風土記の記事はことごとく昔の話としてある。しかして說話は一般に抽象名詞よりも、具體的名稱を好み、従つて說話においては集團よりも個人が主體としてかたられるのがつねである。それ故單に土蜘蛛としたのでは、說話としての感興がうすいために、その首魁に固有名詞を與へたにすぎないのであるから、それらの名稱に何等史的性質があるのでなく、従つて土蜘蛛の話がそのまま歴史といはれないのは、いふまでもないことである。しかし全體としてそれが說話であるからと言つて、土蜘蛛といふ名稱までが、或る特定の人の頭からつくりだされた全く架空のものであるとは、決していはれない。上述のごとく、記紀においては實際の形容としてはなはだ奇怪な性質を土蜘蛛に與へてをり、それが風土記において全くみえないといふことは、土蜘蛛の觀念に發展のあつたことを示すものであり、しかも記紀における土蜘蛛の觀念は、皇命に服しないものに對する賤稱にとどまるのではなく、人間の形容としてはなはだ

奇怪な性質を與へてゐるといふことは、實に民族的、もしくは種族的觀念を示してゐるものとみなければならぬ。

さらに注意すべきは、土蜘蛛傳說の分布であつて、記紀及び風土記の物語において土蜘蛛のあらはれるのは、大和、攝津、常陸、越後、陸奥、豐後、肥前、肥後、日向の諸國である。しかして大和國の話は、いづれも神武天皇の東征の時であり、攝津國の話も、宇禰備能可志婆良宮御宇天皇世のこととされてあるから、當時これらの地方に異族が存在したとされるのは、不思議とするにあたらない。その他の諸國はすべて東國と北國と九州とにかぎられてゐて、これらの地方は後世にいたるまで異族の活躍したところであるから、さういふ地方に土蜘蛛傳說の多いといふことは、土蜘蛛と異族との關係を暗示する傍證とされるであらう。

+

上述のごとく、土蜘蛛傳說は確實な史實としてみらるべきものではなく、従つて民族もしくは種族としての實在性はきはめて稀薄といはねばならぬけれども、しかしその傳說にあらはれた彼等の屬性のうちに、天孫民族からみた異族としての觀念がつよく示されてゐるのは事實である。かくて余の見解は、小林氏の説のごとく、土蜘蛛をもつて本來わが天孫民族の異族に對する汎稱であつたとなすのである。その傳說が東西にひろく分布してゐるのは、そのためである。

かかるに天孫民族の勢力が伸長し、文化の發達するにともなつて、異族に對する知識がより明確となり、従つてその觀念も分化し、從來漠然たる汎稱にすぎなかつた土蜘蛛の名稱がもちあられなくなつて、その代りに東國における蝦夷、九州における熊襲・隼人となつたのである。古書にあらはれた土蜘蛛の性質のはなはだ明確を缺く所以は、それが天孫

民族のきはめて古い異族に對する汎稱であつたからである。ただ古書において蝦夷・熊襲などと併存してもちゐられる場合のあるのは、古い觀念が分化せずに、そのまま殘存したり、或は本來の汎稱であることが忘れられて、後には或る特定の種族を示す名稱であるかのごとく、誤つて信じられた結果にすぎない。

永井好信宛福澤諭吉書翰

(一)

明治七年十一月二三日慶應義塾に入社し、十二年に卒業した
永井好信氏は、卒業後三菱氣船に入り次で日本郵船に移り、内
航課長となり、更に東洋海上火災保險取締役等を歴任し、明治
三五—四二年には慶應義塾評議員となつた有力な塾員であつ
た。今回嗣子信二郎氏より福澤諭吉書翰(未發表書翰を含む)、
慶應義塾關係資料等貴重資料の寄贈を受けた。未發表書翰は

○益御清榮奉拜賀陳は過日暴風雨之節は早速御見舞として貴翰
被下難有奉存候

○八月十二日之華翰拜見仕候時下尙酷暑益御清適奉賀候
賤息共之義御尋被下難有奉存候兩人共無事に而先月七日紐育
着丁度暑中之休暇何れ九月ならでは入校出來申間敷存候
小樽は寒地にも拘らず暑は甚しきよし隨分御自愛専一奉存候
過日御手紙被下右は間違と存し早速御返事可申之處彼是延引
恐入候即今便封入差上候

小生事七月初旬よりレウマチスに羅り長々難治致候得共最早
全快十日前より殆ど平生之通りに相成候乍憚御放念可被下候
塾も相替事無之情況は時々濱野氏より申上候事ならん教員何
れも盡力勉強會て舊に異らず是亦御安意可被下候右拜答申し
述度早早如此御座候

諭吉

頼首

(明治十六年)八月二十一日

諭吉

永井君悟下

(河北誕生記)

永井好信様

(明治十三年)十月十二日

福澤諭吉